

(入 札 説 明 書)

この入札説明書は、令和2年11月17日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 小 島 裕 史

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 北海道警察映像機械室等機器整備工事
- (2) 工事場所 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から340日間
- (4) 工事概要 警察本部庁舎映像機械室等の機器更新工事
詳細は、別途閲覧に供する仕様書及び図面等による。
- (5) 分別解体等の実施の義務づけ

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する平成31年北海道告示第6号又は令和2年北海道告示第13号に規定する「電気工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における「電気工事」の競争入札参加資格が「A等級」に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

ク 過去15年間（平成17年度以降）に、本工事と同種と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

また、監理技術者については、監理技術者補佐（建設業法第26条3項ただし書に規定する者をいう。）を工事に専任で配置した場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は北海道における「電気工事」の競争入札参加資格が「A等級」に格付されており、かつ、(1)のイ及びロの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからケまで及びサの要件を満たしていること。

また、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組合せは、北海道における電気工事の競争入札参加資格の格付がA等級に属するもので同一等級若しくは直近等級との組合せであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）及び共同企業体協定書の写し並びに経常建設共同企業体附属協定書の写し、若しくはCORINS登録の写し）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

エ 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（令和元年・2年度）」の表裏の写し

(2) 提出期間

令和2年11月17日（火）から令和2年11月27日（金）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係 電話番号011-251-0110 内線2302

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは、受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和2年12月3日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和2年12月10日（木）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは、受け付けない。

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

(2) 理由の説明は、説明を求められる最終日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係 電話番号011-251-0110 内線2302

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部 1階入札会場

(2) 入札日時

令和2年12月17日（木） 午後2時00分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合あっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定している。

15 仕様書及び図面等の閲覧等

(1) 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、次により閲覧を行うことができるものとする。

ア 閲覧期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月16日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

(2) 設計図書等に関する質問は、書面（別添「質問書」）によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月10日（木）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（送付の場合は必着）

イ 受付場所

郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係 電話番号011-251-0110 内線2302

(3) 質問に関する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月16日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

16 支払条件

(1) 前金払

各会計年度ごとにそれぞれの出来形部分予定額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

各会計年度ごとにそれぞれの出来形部分予定額の2割に相当する額以内とする。

ただし、次のすべての条件を備えた場合に請求できる。

(ア) 各会計年度のでき形部分等予定工期の2分の1を経過していること。

(イ) (ア)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が各会計年度でき形予定金額の2分の1以上であること。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

各会計年度において部分払いできる回数は、令和2年度0回、令和3年度2回とする。

ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

また、中間前金払を希望した場合の部分払は、各会計年度における請負代金相当額が各会計年度における出来形部分等予定額を超えた場合とすることとし、中間前金払を希望しない場合においては、本事項に記載の回数を部分払することとする。

なお、契約締結後の変更は認めない。

(4) 支払限度額等

総工事費に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の各会計年度ごとにの割合は、次のとおり予定している。

(ア) 支払限度額の割合

令和2年度 0パーセント

令和3年度 100パーセント

(イ) 出来形部分等予定額の割合

令和2年度 0パーセント

令和3年度 100パーセント

17 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(10) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道警察本部施設課契約係（電話番号011-251-0110 内線2302）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た電気工事業です。

3の(1)のク

「本工事と同種と認められる工事」とは、映像設備等に関する電気工事です。

「8 工事費内訳書」の説明

8の(3)

別添建設工事競争入札心得第23条及び「工事費内訳書作成についての留意事項」を十分確認願います。

※ 入札書及び工事費内訳書はそれぞれ封書の上、会社名等を表記し提出となります。